



長野県報

3月27日(月)
平成18年
(2006年)
第1747号

目次

規則

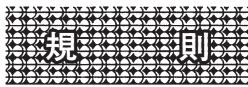
長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則(高校教育課) 1

告示

- 地方税法に基づく特約業者の指定の取消し(税務課) 2
- 福祉医療費給付事業補助金交付要綱(昭和46年長野県告示第168号)の一部改正(厚生課) 2
- 平成12年長野県告示第128号(長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定)の一部改正(水環境課) 2
- 平成13年長野県告示第385号(長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定)の一部改正(水環境課) 2
- 都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更認可(4件)(水環境課生活排水対策室) 2
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 4
- 政治資金規正法に基づく政治団体の届出(選挙管理委員会) 5
- 政治資金規正法に基づく届出事項の異動の届出(選挙管理委員会) 5
- 政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出(選挙管理委員会) 10
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会) 11
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定取消しの届出(選挙管理委員会) 11

公告

- 林業技術者養成講習の実施(林業振興課) 12
- 国土利用計画法に基づく長野県土地利用基本計画の変更及び閲覧(建築管理課土地・景観室) 12
- 土地改良区清算人の就任の届出(土地改良課) 12
- 一般競争入札(2件)(河川課) 13
- 平成18年度長野県警察官採用試験(A・第1回)及び長野県警察官採用試験(B・第1回)の実施(人事委員会事務局) 14



長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月27日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第1号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県下高井農林高等学校の項中

農業科
林業科
緑地環境科
生活科

を「緑地環境科」に改め、同表の長野県中野実業高等学校の項

中「機械科
普通科」を「普通科」に改め、同表の長野県北佐久農

業高等学校の項中「農業科
栽培システム科
園芸科
畜産科学科
生物サイエンス科
食品加工科」を

「栽培システム科
生物サイエンス科」に改め、同表の長野県南安曇農業高等学

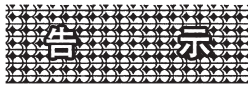
校の項中「農業土木科
環境クリエイト科」を「環境クリエイト科」に

改める。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

高校教育課



長野県告示第134号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項、同法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の5の7第11号及び第12号の規定により、次のとおり特約業者の指定を取消しました。

平成18年 3月27日

長野県知事 田中康夫

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社ミツミ	長野市栗田950番地10号 あさひスプレッド東口ビル4F	平成18年 3月20日

税務課

長野県告示第135号

福祉医療費給付事業補助金交付要綱（昭和46年長野県告示第168号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日以降に行われる療養の給付等から適用します。

平成18年 3月27日

長野県知事 田中康夫

第3第1項の表の医療費補助金の項中「4歳以上の乳幼児の入院以外に係るもの及び」を削り、同第3第2項第3号の表のイ乳幼児の項を削り、同表中「ウ」を「イ」に、「エ」を「ウ」に改める。

第13中「塩尻市」の次に「及び安曇野市」を加える。

厚生課

長野県告示第136号

平成12年長野県告示第128号（長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定）の一部を次のように改正し、平成18年3月31日から施行します。

平成18年 3月27日

長野県知事 田中康夫

本則の表中「上伊那郡高遠町大字西高遠」を「伊那市高遠町西高遠」に、「長野県生活環境部公害課」を「長野県生活環境部水環境課」に、「上伊那郡高遠町役場」を「伊那市役所」に改める。

水環境課

長野県告示第137号

平成13年長野県告示第385号（長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定）の一部を次のように改正し、平成18年3月31日から施行します。

平成18年 3月27日

長野県知事 田中康夫

本則の表の大沢水道水源保全地区の項を次のように改める。

大沢水道水源保全地区	伊那市高遠町下山田1552番地、1554番地から1556番地まで、1557番地1、1557番地2、1558番地から1560番地まで、1561番地1から6まで、1563番地2、1563番地3、1564番地から1568番地まで、1569番地イ、1569番地ロ、1570番地から1574番地まで、1575番地1、1575番地2、1576番地から1581番地まで、1582番地1、1582番地374、1582番地380から391まで、1582番地393、1582番地394及び1583番地2並びに高遠町小原1番地1から3まで、1番地6から27まで、1番地33から35まで、1番地37から41まで、1番地44、1番地46から49まで、1番地53から58まで、1番地60から74まで、1番地76から87まで、1番地89、2番地から21番地まで、23番地から25番地まで、26番地イ1、26番地イ2、26番地ロ、27番地から36番地まで、38番地1、38番地2、39番地、41番地、43番地から49番地まで、51番地、52番地及び56番地の区域
------------	---

本則の表中「長野県生活環境部公害課」を「長野県生活環境部水環境課」に、「上伊那郡高遠町役場」を「伊那市役所」に改める。

水環境課

長野県告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年 3月27日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
辰野町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
辰野都市計画下水道事業 辰野町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和63年4月14日から
平成24年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和63年長野県告示第312号、平成4年長野県告示第222号、平成8年長野県告示第768号、平成9年長野県告示第567号及び平成12年長野県告示第468号の事業地に長野県上伊那郡辰野町大字伊那富字日向、字砂田及び字平蔵の各一部を加え、大字樋口字矢沢原、字矢沢、字久保畑、字原田、字村前、字樋口、字山際及び字鳥の子口並びに大字伊那富字城前、字大新田、字北原、字下原、字東裏、字道下、字西裏、字泉水、字青木原、字久保田、字曹裏沢、字南湯舟、字湯舟、字仮宿、字大原、字青